

審 第 2 4 8 2 号

答 申 第 5 4 2 号

令和2年3月11日

千葉県公安委員会委員長

岩沼 静枝 様

千葉県情報公開審査会

委員長 庄司 久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年12月5日付け公委（監）発第300号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第965号

平成30年9月18日付けで審査請求人から提起された、平成30年9月4日付け監発第431号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について



答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成30年9月4日付け監発第431号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、「処分伺書（平成30年2月1日付け）」の処分理由欄の3行目に記載された交通事故発生現場は開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成30年8月8日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「H30 1月～6月末日までの懲戒処分に関する処分伺書(窃盗、交通重傷事故)」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、以下の文書をそれぞれ特定した。

- (1) 「処分伺書（平成30年1月9日付け）」（以下「本件対象文書1」という。）
- (2) 「処分伺書（平成30年2月1日付け）」（以下「本件対象文書2」という。）
- (3) 「処分伺書（平成30年6月12日付け）」（以下「本件対象文書3」といい、本件対象文書1及び同2と併せて以下「本件各対象文書」という。）

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成30年9月18日付けで審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件決定の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

部分開示決定通知書の「開示しない部分及び開示しない理由」において、条例第8条第2号及び第4号に該当することを根拠にしている。その理由及び根拠は理解できる。しかし、不開示部分に、処分の対象となった行為をした日時、場所及び被処分者の年齢が含まれていることは不服である。また、本件対象文書2の処分理由欄9行目の不開示部分は、開示相当と考える。以下に理由を述べる。

処分理由欄にある処分対象の行為をした日時を開示することが、部分不開示理由にある「特定の個人を識別することができる情報」若しくは「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報である」「公訴の提起に支障を及ぼすおそれがある」とは、到底考えられない。そのため、審査を求める。

処分対象の行為をした場所を開示することが、条例に抵触するとの判断には、その判断が分かれるものとする。そのため、審査を求める。

被処分者の年齢について、開示することですぐさま特定の個人を識別することができるとの判断には、その判断が分かれるものとする。そのため、審査を求める。

千葉県の「職員の懲戒処分等に関する公表基準」（平成15年5月12日付け総第104号文書）では、被処分者の属する部・局、職名、年齢、処分内容、処分年月日及び事実の内容は、原則公開することになっている。今回、文書の開示を請求した県警の被処分者は、階級から地方公務員である千葉県職員であることから、千葉県の基準に準じることが相当と考える。そのため、審査を求める。

本件対象文書2の処分理由欄9行目に「懲戒処分の指針では、●●●●●（黒塗り、不開示部分）であって悪質な違反をすること」とある不開示部分について、千葉県警が処分の基準としている警察庁の懲戒処分の指針で明示されている。指針の「第2 規律違反行為の態様と懲戒処分の種類」項目にある「2 私生活上の行為」から「道路交通に関するもの」の規律違反行為の態様を見れば、「最高速度違反（非反則行為）であって悪質な違反をすること」と記述があり、懲戒処分の種類は「減給又は戒告」としている。

懲戒処分の方針は公表されている。既に公になっている文書の記述を不開示とすることは理解できず、開示相当と考える。そのため、審査を求める。

#### 第4 実施機関の弁明要旨

##### 1 不開示部分及び理由

###### (1) 当該職員欄の氏名、ふりがな及び年齢（本件各対象文書）

条例第8条第2号に該当する個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができる情報であるため。

###### (2) 当該職員欄の所属の全部又は一部（本件各対象文書）

条例第8条第2号に該当する個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。

###### (3) 処分理由欄の一部（本件対象文書1、同2（2行目及び9行目を除く。）及び同3）

条例第8条第2号に該当する個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。

###### (4) 処分理由欄の一部（本件対象文書2の2行目及び9行目）

条例第8条第2号及び第4号に該当する個人及び捜査に関する情報が記載されており、公にすることにより、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるほか、公訴の提起に支障を及ぼすおそれがあるため。

##### 2 弁明の内容

###### (1) 条例第8条第2号の該当性

条例第8条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、一定の除外事由がある場合を除き、原則として不開示とすることを規定している。

一定の除外事由として、同号ただし書で、

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員であつて規則で定めるものの氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分
- ニ 実施機関の経費のうち食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報に含まれる出席者の所属団体名、所属名及び職の名称その他職務上の地位を表す名称並びに氏名

については開示することを規定している。これは、本号本文に該当する情報のうち、法令等の規定又は慣行として公にされているなどの情報及び開示することに公益的理由のある情報等について、例外的に開示するものを定めたものと解されている。

また、「警察職員であつて規則で定めるものの氏名」について、千葉県情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年規則第66号。以下「規則」という。）では第1号「警部補以下の階級にある警察官」、第2号「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と定め、その氏名を開示しないことを規定している。

ア 処分理由欄の一部（本件対象文書2の2行目及び9行目を除く。）は、処分理由に係る記載内容から、被害関係者や職場関係者などの一定範囲の者にとって、被処分者が誰かを知る手掛かりとなり得る情報であり、公にすることにより、これら一定範囲の者に、行為の具体的内容及び被処分者の処分歴に係る情報が知られることとなるほか、被害関係者にとっても、当該処分事案について自身が被害関係者となった事案であることを知ることとなり、被害関係者に対しても精神的負担を強いるなど、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書の不開示情報の例外として開示する情報に該当しないため不開示とすべき情報である。

イ 当該職員欄にある氏名、ふりがな及び年齢は個人に関する情報であり、処分理由に係る記載内容から、被害関係者や職場関係者などの一定範囲の者にとって、被処分者が誰かを識別することができる情報であるため、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書の不開示情報の例外として開示する情報に該当しないため不開示とすべき情報である。

## (2) 条例第8条第2号及び第4号の該当性

本件対象文書2の処分理由欄2行目及び9行目には、事故要因に関する情報が含まれており、処分理由の記載内容から、被害関係者や職場関係者などの一定範囲の者が、被処分者が誰かを知る手掛かりとなり得る情報であり、公にすることにより、これら一定範囲の者に、行為の具体的内容及び被処分者の処分歴に係る情報が知られることとなるほか、被害関係者にとっても、当該処分事案について自身が被害関係者となった事案であることを知ることとなり、被害関係者に対しても精神的負担を強いるなど、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書の不開示情報の例外として開示する情報に該当しないため不開示とすべき情報である。

また、条例第8条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」について不開示とすることを規定しており、同不開示情報を公にすることで、事故関係者が本来把握していなかった事故に関する情報を知り得ることとなるなど、公訴の提起に支障を及ぼすおそれが認められるため、条例第8条第4号に該当し不開示とすべき情報である。

なお、同9行目の情報については、公にされている「懲戒処分の発表の指針」と照らし合わせると、審査請求人の申立てにある「最高速度違反（非反則行為）」であることが推測できることから、同9行目に係る開示部分中、「であって悪質な違反をすることは「減給又は戒告」については不開示とすることが、より適切であったものと考えられる。

## (3) 職員に係る懲戒処分の公表について

千葉県における「『職員の懲戒処分等に関する公表基準』の制定について（平成15年5月12日付け総第104号）」は、千葉県総務部長より「各課・室・局の長」及び「各出先機関の長」宛てに示しており、任命権者である知事が、当該任命に係る職員の懲戒処分等について公表を定めているものであり、千葉県警察本部は対象とならない。警察においては、適時適切な懲戒処分の発表により、同種事案の再発防止その他職務執行の適正及び職務倫理の保持を図り、警察に対する国民の信頼の確保に資することを目的として、警察庁において「懲戒処分の発表の指針」が制定されており、千葉県警察においては、同指針を参考に、任命権者である実施機関が

決定し公表を行っているものである。

### 3 結論

以上のことから、本件決定は適法かつ妥当であると考えている。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件各対象文書について

本件各対象文書は、千葉県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令（平成13年3月1日付け本部訓令第5号。以下「本件訓令」という。）第8条第1項の規定により、実施機関が職員の規律違反に対し懲戒処分を行う必要があると認め、本件訓令第5条の規定により設置された千葉県警察職員懲戒審査委員会に当該事案の審査を要求するときに作成された懲戒処分の原案の決裁に係る起案文書である。

本件対象文書1は、窃盗事件を起こした警部補の警察官（以下「警察職員1」という。）に対する懲戒処分の原案の決裁に係る起案文書であり、本件対象文書2は、交通事故を起こした一般職員（以下「警察職員2」という。）に対する懲戒処分の原案の決裁に係る起案文書であり、本件対象文書3は、窃盗事件を起こした巡査の警察官（以下「警察職員3」という。）に対する懲戒処分の原案の決裁に係る起案文書である。

本件各対象文書には、本部長欄、警務部長欄、監察官室長欄、監察官欄、室長代理欄等の各決裁欄から構成される表、警務部監察官から実施機関への伺い文並びに当該職員欄、処分案欄、処分理由欄及びその他欄の各欄から構成される表がそれぞれ記載されている。

### 2 本件決定について

当審査会が本件各対象文書を見分したところ、実施機関は、別表の不開示部分欄に記載した各情報をそれぞれ条例第8条第2号に該当するとして不開示とし、また、本件対象文書2のうち、処分理由欄に記載された交通事故発生状況及び懲戒処分事由をそれぞれ条例第8条第2号とともに同条第4号に該当するとして不開示としていることが認められた。

これに対し、審査請求人は、本件決定により不開示とした部分は、条例第8条第2号及び同条第4号に該当せず、開示すべき旨主張している。



そこで、実施機関の本件決定の妥当性について、以下検討する。

(1) 本件対象文書1について

ア 警察職員1の所属警察署名について

上記情報は、警察職員1の個人に関する情報であり、一般の者からは特定の個人を識別することはできないが、警察職員1の職場の同僚、窃盗事件を捜査した警察職員等の特定の関係者からすると、既に開示されている当該職員欄の職名及び処分理由欄の窃盗事件の内容と相まって、警察職員1が特定され、警察職員1が懲戒処分を受けたことが明らかになる情報である。

また、懲戒処分を受けたことが明らかになる情報は、公務員の職務遂行に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであり、通常他人に知られたい個人の詳細に関する情報である。

そうすると、上記情報は、警察職員1の個人に関する情報であり、公にすることにより、なお警察職員1の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第8条第2号本文後段に該当する。

ところで、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第6条では、警視總監、道府県警察本部長等の任命権者がそれぞれの職員の懲戒を行う権限を有する旨規定されており、また、法第29条第1項では、任命権者は、それぞれの職員が①法若しくは法第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合又は③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる旨規定されている。

この点、上記情報は、懲戒処分が法に基づいて公務員に対して行われるという側面から考えると、警察職員1が公務員として懲戒処分を受けたという意味では、条例第8条第2号ただし書ハに規定する公務員の職務遂行に係る情報と言える。

一方で、上記情報は、公務員の職務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、警察職員1の私事に関する情報の面を

含むものということができる。

したがって、上記情報は、同号ただし書ハの適用に尽きるものではなく、なお同号本文の適用を受けるといふべきであり、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 警察職員 1 の氏名、警察職員 1 の氏名のふりがな及び警察職員 1 の年齢について

上記情報は、一体として警察職員 1 の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第 8 条第 2 号本文前段に該当する。

そして、同号ただし書該当性の検討については、上記第 5 の 2 (1) アと同様であることから、上記情報は、不開示とすることが妥当である。

ウ 窃盗事件発生日及び窃盗事件発生地域名について

上記情報は、警察職員 1 の個人に関する情報であり、一般の者からは特定の個人を識別することはできないが、警察職員 1 の職場の同僚、窃盗事件を捜査した警察職員、被害者等の特定の関係者からすると、既に開示されている当該職員欄の職名及び処分理由欄の窃盗事件の内容と相まって、警察職員 1 が特定され、警察職員 1 が懲戒処分を受けたことが明らかになる情報である。

また、懲戒処分を受けたことが明らかになる情報は、公務員の職務遂行に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報といふべきであり、通常他人に知られたくない個人の機微に関する情報である。

したがって、上記情報は、警察職員 1 の個人に関する情報であり、公にすることにより、なお警察職員 1 の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第 8 条第 2 号本文後段に該当する。

そして、同号ただし書該当性の検討については、上記第 5 の 2 (1) アと同様であることから、上記情報は、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件対象文書 2 について

ア 警察職員 2 の所属名について

上記情報は、警察職員 2 の個人に関する情報であり、一般の者からは特定の個人を識別することはできないが、警察職員 2 の職場の同僚、交通事故を捜査した

警察職員等の特定の関係者からすると、既に開示されている当該職員欄の職名及び処分理由欄の交通事故の内容と相まって、警察職員2が特定され、警察職員2が懲戒処分を受けたことが明らかになる情報である。

また、懲戒処分を受けたことが明らかになる情報は、公務員の職務遂行に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであり、通常他人に知られたくない個人の機微に関する情報である。

したがって、上記情報は、警察職員2の個人に関する情報であり、公にすることにより、なお警察職員2の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第8条第2号本文後段に該当する。

そして、同号ただし書該当性の検討については、上記第5の2(1)アと同様であることから、上記情報は、不開示とすることが妥当である。

#### イ 警察職員2の氏名、警察職員2の氏名のふりがな及び警察職員2の年齢について

上記情報は、一体として警察職員2の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

そして、同号ただし書該当性の検討については、上記第5の2(1)アと同様であることから、上記情報は、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 交通事故発生日時、交通事故発生日地域名及び被害者人数について

上記情報は、警察職員2の個人に関する情報であり、一般の者からは特定の個人を識別することはできないが、警察職員2の職場の同僚、交通事故を捜査した警察職員、被害者等の特定の関係者からすると、既に開示されている当該職員欄の職名及び処分理由欄の交通事故の内容と相まって、警察職員2が特定され、警察職員2が懲戒処分を受けたことが明らかになる情報である。

また、懲戒処分を受けたことが明らかになる情報は、公務員の職務遂行に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであり、通常他人に知られたくない個人の機微に関する情報である。

したがって、上記情報は、警察職員2の個人に関する情報であり、公にするこ

とにより、なお警察職員 2 の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第 8 条第 2 号本文後段に該当する。

そして、同号ただし書該当性の検討については、上記第 5 の 2 (1) アと同様であることから、上記情報は、不開示とすることが妥当である。

#### エ 交通事故発生現場について

当審査会が上記情報を見分したところ、上記情報は、警察職員 2 の個人に関する情報であるが、具体的な特定の地名を示すものではないと認められることから、特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、警察職員 2 の職場の同僚、交通事故を捜査した警察職員、被害者等の特定の関係者から警察職員 2 が特定されるものとも認められず、公にすることにより、なお警察職員 2 の個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、条例第 8 条第 2 号本文に該当せず、開示すべきである。

#### オ 交通事故発生状況及び懲戒処分事由について

上記情報は、警察職員 2 の個人に関する情報であり、一般の者からは特定の個人を識別することはできないが、警察職員 2 の職場の同僚、交通事故を捜査した警察職員、被害者等の特定の関係者からすると、既に関示されている当該職員欄の職名及び処分理由欄の交通事故の内容と相まって、警察職員 2 が特定され、警察職員 2 が懲戒処分を受けたことが明らかになる情報である。

また、懲戒処分を受けたことが明らかになる情報は、公務員の職務遂行に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであり、通常他人に知られたくない個人の機微に関する情報である。

したがって、上記情報は、警察職員 2 の個人に関する情報であり、公にすることにより、なお警察職員 2 の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第 8 条第 2 号本文後段に該当する。

そして、同号ただし書該当性の検討については、上記第 5 の 2 (1) アと同様であることから、上記情報は、不開示とすることが妥当である。

なお、上記情報は、同号本文後段に該当し、不開示とすることが妥当であることから、条例第 8 条第 4 号の該当性については検討するまでもない。

### (3) 本件対象文書3について

#### ア 警察職員3の所属名

上記情報は、警察職員3の個人に関する情報であり、一般の者からは特定の個人を識別することはできないが、警察職員3の職場の同僚、窃盗事件を捜査した警察職員等の特定の関係者からすると、既に開示されている当該職員欄の職名及び処分理由欄の窃盗事件の内容と相まって、警察職員3が特定され、警察職員3が懲戒処分を受けたことが明らかになる情報である。

また、懲戒処分を受けたことが明らかになる情報は、公務員の職務遂行に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであり、通常他人に知られたくない個人の機微に関する情報である。

したがって、上記情報は、警察職員3の個人に関する情報であり、公にすることにより、なお警察職員3の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第8条第2号本文後段に該当する。

そして、同号ただし書該当性の検討については、上記第5の2(1)アと同様であることから、上記情報は、不開示とすることが妥当である。

#### イ 警察職員3の氏名、警察職員3の氏名のふりがな及び警察職員3の年齢について

上記情報は、一体として警察職員3の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

そして、同号ただし書該当性の検討については、上記第5の2(1)アと同様であることから、上記情報は、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 窃盗事件発生日時及び窃盗事件発生現場について

上記情報は、警察職員3の個人に関する情報であり、一般の者からは特定の個人を識別することはできないが、警察職員3の職場の同僚、窃盗事件を捜査した警察職員、被害者等の特定の関係者からすると、既に開示されている当該職員欄の職名及び処分理由欄の交通事故の内容と相まって、警察職員3が特定され、警察職員3が懲戒処分を受けたことが明らかになる情報である。

また、懲戒処分を受けたことが明らかになる情報は、公務員の職務遂行に関し

て非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであり、通常他人に知られたくない個人の機微に関する情報である。

したがって、上記情報は、警察職員3の個人に関する情報であり、公にすることにより、なお警察職員3の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第8条第2号本文後段に該当する。

そして、同号ただし書該当性の検討については、上記第5の2(1)アと同様であることから、上記情報は、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 4 結論

よって、実施機関が、本件決定で不開示とした情報のうち、本件対象文書2の処分理由欄の3行目に記載された交通事故発生現場は開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
平成30年12月6日	諮問書及び実施機関の弁明書の写しの受理
令和元年11月25日	審議
令和元年12月23日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)

別表 本件各対象文書の不開示部分

対象文書	欄名	不開示部分
本件対象文書 1	当該職員	警察職員 1 の所属警察署名 警察職員 1 の氏名 警察職員 1 の氏名のふりがな 警察職員 1 の年齢
	処分理由	窃盗事件発生日（1行目の12文字目から16文字目） 窃盗事件発生日地域名（1行目の21文字目から23文字目）
本件対象文書 2	当該職員	警察職員 2 の所属名 警察職員 2 の氏名 警察職員 2 の氏名のふりがな 警察職員 2 の年齢
	処分理由	交通事故発生日時（1行目の12文字目から24文字目） 交通事故発生日地域名（1行目の26文字目から31文字目） 交通事故発生状況（2行目の23文字目から31文字目） 交通事故発生現場（3行目の21文字目から23文字目） 被害者人数（3行目の28文字目から29文字目） 懲戒処分事由（9行目の11文字目から23文字目）
本件対象文書 3	当該職員	警察職員 3 の所属名 警察職員 3 の氏名 警察職員 3 の氏名のふりがな 警察職員 3 の年齢
	処分理由	窃盗事件発生日時（1行目の12文字目から2行目の9文字目） 窃盗事件発生現場（2行目の11文字目から30文字目）